



2018年11月8日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝
東京都港区芝浦1-1-1
代表者名 代表執行役会長 CEO 車谷 暢昭
(コード番号：6502 東、名)
問合せ先 執行役常務 長谷川 直人
Tel 03-3457-2100

執行役報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、当社報酬委員会において、当社執行役に関する報酬制度の一部改定及び改定方針（以下「本改定方針」という。）に関する決議を行い、当該決議内容を本日開催の当社取締役会において報告いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 改定の目的

当社は、2018年5月15日付「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」及び2018年7月18日付「譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行に関するお知らせ」にて発表しましたとおり、当社の執行役及び主要子会社（分社会社）の取締役の一部に対して、株主の皆さまとの一層の価値共有を図るとともに、中長期的な業績向上に対するインセンティブを有効に機能させるため、役員報酬の一部について譲渡制限付株式を割り当てる株式報酬制度を導入しております。

今般、中長期的な企業価値最大化に向け、今後5年間の全社変革の計画である「東芝Nextプラン」を策定したことを機に、より企業価値向上を目指すインセンティブとなるよう、以下の観点に沿って執行役報酬制度を改定することといたしました。

- ・ 短期業績のみを過度に追求することなく、当社グループの中長期的な企業価値向上についての一層の責任を意識付けること
- ・ 当社グループには相対的に見て投資する価値があるとの株主からの評価を執行役の報酬額に反映することにより、株主価値向上のインセンティブを機能させること
- ・ 株主と利害関係を一致させ、株主視点での経営の強化をより一層図ること

2. 制度改定の概要

制度改定の概要は、以下のとおりです。

- ・ 固定報酬と業績連動報酬の割合等を適切に設定すること
- ・ 業績連動報酬は業績結果に応じてダイナミックに変動させること

- ・ 固定報酬の一定割合及び変動報酬の過半は譲渡制限付株式として支給し、併せて報酬没収・返還に関する規定を整備すること

執行役に対する報酬総額は、これまで、役位に応じた基本報酬（固定）、執行役としての職務の内容に応じた職務報酬（固定・変動）及び株式報酬（固定）から構成されておりましたが、今般、本改定方針を前提とし、(1)現金による固定報酬である基本報酬、(2)株式による固定報酬である株式報酬、及び(3)現金及び株式による変動報酬である業績連動報酬の三つより構成されるものとします。

(1) 基本報酬

基本報酬は、役位に応じた固定額とし、現金で支給するものです。

(2) 株式報酬

株式報酬は、役位に応じた固定額を、譲渡制限付株式を割り当てるための金銭報酬債権として付与し、当該金銭報酬債権を出資財産として会社に現物出資させることで、当社の普通株式を保有させるものです。

(3) 業績連動報酬

業績連動報酬は、業績水準に応じて支給総額を決定し、そのうち役位に応じた一定割合を譲渡制限付株式にて割り当てるための金銭報酬債権として付与し、当該金銭報酬債権を出資財産として会社に現物出資させることで、執行役に当社の普通株式を保有させるとともに、支給総額の残りの割合については現金で支給するものです。

業績連動報酬の支給総額は、(a) 当社業績評価制度及び一定の経営指標を基に算定した金額、(b) 上記 (a) に、当社 TSR（株主総利回り）と当社が一定の基準に基づいて選定する比較対象企業群（注）の TSR の差を乗じた金額、(c) 個人評価として上記 (a) に一定の正負の割合を乗じた金額の合算により算定します。その水準については、最低額を 0 円とし、当社が目標とする一定の業績が達成された場合には国内同業他社の支給実績を考慮した水準とします。

（注）東京証券取引所第一部上場の電気機器業種で直近決算期における売上高が 1 兆円以上の企業のうち、当社の決算期である 3 月における東京証券取引所での終値に基づく平均時価総額が上位 10 社である企業

上記(2)株式報酬及び(3)業績連動報酬における譲渡制限付株式の割り当てに際しては、当社と執行役との間で、譲渡制限付株式割当契約を締結し、執行役は割り当てを受けた譲渡制限付株式について一定期間の譲渡又は担保権の設定その他処分をしてはならないこと、報酬算定の前提へ影響する不適切な行為や重大な過失等が発生した場合は、没収・返還を行うことを定めます。

なお、譲渡制限付株式の割り当て総数は、最大値においても発行済株式総数に対して極めて少数で、株式の希薄化その他株主価値に与える影響が極めて軽微である範囲とする方針です。

本改定方針に関する詳細は、当社報酬委員会において今後決定してまいります。